

多久市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員活動の原則（第2条・第3条）

第3章 市民との関係（第4条・第5条）

第4章 二元代表制のもとでの市長等との関係（第6条―第9条）

第5章 議会機能の強化（第10条―第14条）

第6章 議員の政治倫理（第15条）

第7章 最高規範性を見直し（第16条・第17条）

附則

市民から直接選挙で選ばれた議員の合議体である議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担う存在として、地方分権が進む中で市民要求に対しての説明責任、応答責任を果たさなければなりません。このため議員自らの研さんや資質の向上などを図り、議会活動の活性化、公平性及び透明性の確保に努めながら、市政に対する住民意向を把握するとともに、議会機能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を明確にすることが必要です。この目的を達成するために多久市議会は、市民との協調のもと、議員自らの創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、市民の負託にこたえ、信頼される議会を築くため、ここに議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制のもと議会及び議員の活動原則を明確にし、議会と市民、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）との関係を定めるとともに、市民の負託にこたえられるよう地方分権時代にふさわしい

より開かれた議会を実現することを目的とします。

第2章 議会及び議員活動の原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する機関であることを常に自覚するとともに、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指して活動するものとします。

2 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関であることをふまえ、適切な判断と責任ある活動を行うものとします。

3 議会は、議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の討議を尊重しなければなりません。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市政全般についての市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるため不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとします。

2 議員は、把握した市民の意見、要望等をもとに、政策立案、政策提言等を行うものとします。

3 議員は、個別的又は地域的な事案の解決だけではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとします。

第3章 市民との関係

(市民との関係)

第4条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

2 議会は、本会議のほか、多久市議会委員会条例（平成3年多久市条例第15号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）を原則として公開するものとします。

3 議会は、委員会の運営に当たり、関係する法令等を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させることができるようにします。

4 議会は、前2条に規定する議会及び議員の活動原則に従い、市民及び市民団体等との意見交換の場を設けることができるようにします。

(議会報告会)

第5条 議会は、年1回以上市民に対する議会報告会を開催するものとします。

第4章 二元代表制のもとでの市長等との関係

(市長等との関係)

第6条 議会は、市長等とは、独立及び対等の関係に立ち、互いに緊張関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとします。

2 議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」といいます。）に出席した市長等の職員は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長長の許可を得て、質問することができます。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」といいます。）について、政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項の説明を求めるものとします。

- (1) 提案する理由
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 実施にかかわる財源措置
- (6) 将来負担すべき経費

2 議会は、政策等を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとします。

(予算及び決算の審議における政策説明)

第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条第1項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとします。

(市政にかかる重要な計画の議決等)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、同法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計

画の策定、変更等とします。

- 2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるとします。

第5章 議会機能の強化

(議員間の討議)

- 第10条 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査に当たり、結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めなければなりません。

(議員研修の強化)

- 第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとします。

(議会図書室の充実)

- 第12条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、図書の充実に努めるものとします。

(議会事務局の体制整備)

- 第13条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとします。

(議会広報の充実)

- 第14条 議会は、議会広報その他情報媒体を活用し、議会活動の周知に努めなければなりません。

- 2 議会広報は、議会活動に対する理解を深めるために重要な情報媒体との認識のもと、その内容を充実させるように努めるものとします。

第6章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

- 第15条 議員は、市民の代表者としての品位を害するような一切の行為は慎み、市民に疑惑を招くことのないよう行動しなければなりません。

- 2 議員は、常に市全体の利益をその指針として行動し、その職務に関し、疑

惑をもたれるおそれのある行為をしてはなりません。

第7章 最高規範性で見直し

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会の条例、議会規則等を制定してはなりません。

(見直し手続き)

第17条 議会はこの条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとします。

2 議会は、前項の検証の結果、制度の改善等が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとします。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。